

新治町自治会規約

自治会は、地域社会を代表する住民組織である。住民の生活を支え、生活環境を維持・発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場を持つことは住民にとって必要であるばかりでなく、住民の権利でもある。この権利を行使することによってのみ住民は地域の主人公たりうる。それゆえ自治会は住民自治を日常的に担う組織でなければならない。そこで生活が、多様化し大きく変化した現状に合わせ、地域社会の中で自分たちの生活をより良くしようとする全ての住民がともに話し合い、町づくりをしていくための自主的ルールをここに定める。

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、新治町自治会という。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、新治町自治会会長宅に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、会員の日常生活を通じ会員相互の親睦をはかり、また、本会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政との協議・協力を進めつつ住民のための町づくりを行うことを目的とする。

(構成)

第 4 条 本会は、新治町に居住する世帯で構成する。

2 新たに新治町内に入居した世帯があったときは、新治町自治会の主旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

3 本会の運営の円滑化のため、新治町内を谷戸、旭ヶ丘、西の前、表の4地区に分割し、各地区内には必要とする数の班を置く。

4 本会の会員は、各会員の居住地に基づき、分割された4地区のいずれかの班に属する。

(公告)

第 5 条 本会の公告は、本会の掲示板に掲示し、必要あるときは回覧資料等により会員に通知する。

第2章 事 業

(事業)

第 6 条 本会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦増進及び会員の教養を高めるための各種行事の企画立案

(2) 地域の社会振興に役立つ各種情報の広報及び連絡(回覧の回付、掲示等)

(3) 美化・清掃等の環境整備

(4) 防犯灯の設置・管理及び防犯に関する事項

(5) 防災に関する事項

(6) 児童及び青少年の指導・育成

(7) 風紀・秩序の維持に関する事項

(8) 交通安全に関する事項

(9) 保健衛生及び福祉厚生に関する事項

(10) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事項

(11) その他、本会の目的達成に必要な事業で総会の決議で認められた事項

(事業年度)

第 7 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第 8 条 本会の会員は、新治町内に居住し、定められた会費を納めた世帯とする。

2 会費は、月額300円とする。ただし、賃貸住宅に居住する会員は、月額250円とする。

3 会費は、上半期6箇月(4月1日から9月30日)分は4月末日までに、下半期6箇月(10月1日から翌年3月31日)分は10月末日までに納入しなければならない。なお、新たに会員となった世帯の会費は、入居の翌月度分から納入義務が生じるものとし、月割りで納入しなければならない。

4 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

5 会員に特別の事情がある場合は、期間を定めて会費を減免することができる。

(会員の義務)

第 9 条 会員は、第6条の事業推進のため各種の奉仕活動に積極的に協力する義務を負う。

(会員の権利)

第 10 条 会員は、本会の会計帳簿、議事録等の書類の閲覧を求めることができる。

2 会員は、総会若しくは班長会を傍聴することができる。その場合、あらかじめ会長宛にその旨の申請書を提出し、許可を得なければならない。

第4章 役員及び相談役

(役員の定数)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 会 計 | 2名 |
| (4) 総 務 | 2名 |
| (5) 地区統轄 | 4名 |
| (6) 監 事 | 2名 |
| (7) 役員補佐 | 若干名 必要により設けることができる。 |

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は、2箇年とする。再任はさまたげないが、4期8年を上限とする。

2 役員に欠員が生じ、第20条4項により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務を遂行しなければならない。

4 役員が会員でなくなった場合においては、その役員はその地位を失う。

(役員の実義務等)

第 13 条 役員は、法令、規約及び附属規定並びに総会、役員会及び班長会の決議に従い、本会会員のため誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けすることができる。

(会 長)

第 1 4 条 会長は、本会を代表しその業務を総理するほか、規約及び附属規定並びに総会、役員会及び班長会の決議により会長の職務として定められた事項をその職務として遂行する。

なお、会長は、役員会の承認を受けて、副会長その他の役員にその職務の一部を委任することができる。

(副会長)

第 1 5 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指定した順序によってその職務を遂行する。

(会計)

第 1 6 条 会計は、第 8 章会計に定められた会計業務全般を執行し管理する。なお、予算遂行状況は半期毎に役員会に報告し、承認を受けなければならない。

(総務)

第 1 7 条 総務は、総会、役員会及び班長会の決議により総務の職務として定められた事項を業務として遂行するとともに、総会、役員会及び班長会の議事について、議事録の作成と保管の責務を負う。

(地区統轄)

第 1 8 条 地区統轄は、総会、役員会及び班長会の決議により地区統轄の職務として定められた事項を担当地区内班長と連携して遂行する。

(監事)

第 1 9 条 監事は、会計処理及び財産保全の状況並びに役員の業務執行を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

2 監事は、会計監査結果を踏まえ、会計処理全般にわたる改善に関する助言及び勧告を行えるものとする。

3 監事は、第 1 3 条 1 項に定めた役員の誠実義務等にもとる不正があると認めるときは、速やかに会長に報告するとともに、臨時総会の開催を具申できるものとする。

4 監事は、役員会において意見を述べるができるが、議決権は有しない。

(役員を選任)

第 2 0 条 第 1 1 条で定める役員は、あらかじめ役員候補として推薦された者のうちから、総会において選任する。

2 前項の役員候補は、班長会で選出された班長、および役員で構成された役員選出委員会により推薦されるものとする。

3 前 2 項の役員選出委員会で推薦された新役員候補者は、総会で選任されるまでの期間においても、現役員と協働して、次年度収支予算及び事業計画策定業務等に参画しなければならない。

4 期中に役員の欠員が生じた場合は、前 2 項の役員選出委員会で推薦し、総会によらず、班長会の承認をもって選任できるものとする。

(役員の解任)

第 2 1 条 役員が次の各号のいずれかに該当すると認められたとき、まず班長会の審議において出席者の 3 分の 2 以上の賛成があり、さらに役員会の審議において出席者の過半数の賛成があったときにのみ当該役員を解任することができる。この場合、当該役員は議決前に弁明の機会が与えられるものとする。

(1) 病気療養等のため職務遂行に堪え難いと認められるとき。

(2) 第 1 3 条 1 項違反など職務上の義務違反又は役員としてふさわしくない行為があったとき。

(相談役)

第22条 本会は、会員の中から若干名の相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会にはかり、会長が委嘱する。

3 相談役は、会長の要請により役員会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。

4 委嘱期間は原則一年以内とする。ただし、再任をさまたげない。

第5章 総 会

(総 会)

第23条 本会の総会は、代議員制で組織する。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

3 会長は、通常総会を毎事業年度終了後3箇月以内に招集しなければならない。

4 会長は、必要と認める場合においては、役員会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。なお、代議員総数の3分の1以上の同意を得て臨時総会開催の請求があった場合、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

5 総会の議長は、出席会員のうちから互選により選出し選任する。

(招集手続き)

第24条 総会を招集するときは、あらかじめ会議の目的とする事項及び議事を示して、開催日の1週間前までに会員に通知を発しなければならない。

(出席資格)

第25条 第11条に定める役員、第35条に定める班長、第47条に定める各種団体代表は、代議員として総会に出席する資格を有する。

(議決権)

第26条 前条の代議員は、各1個の議決権を有し、兼務たるのものはそれぞれ1個の議決権を有する。

2 代議員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は前条で定めた代議員であることを要し、代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(総会の会議及び議事)

第27条 総会の会議は、前条に定める議決権者総数の3分の2以上が出席して成立する。ただし、書面又は代理人によって代理権を証する書面を議長に提出した代議員は、出席したものとす

2 総会の議事は、出席代議員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。ただし、規約及び附属規定の改正については、出席代議員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

(議決事項)

第28条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

(1) 収支決算及び事業実績報告

(2) 収支予算及び事業計画

(3) 規約の改正及び附属規定の制定又は改正

(4) 役員を選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法

(5) その他、本会の業務に関する重要事項

(議事録の作成、保管)

第29条 議長は、出席会員の中から、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録作成に当る書記として2名を限度に選任することができる。

- 2 総務は、書記が作成した議事録に議長の署名押印を受け、正本は総務が 10 年間保管しなければならない。
- 3 議事録は、会員の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、総務は、閲覧につき日時、場所等を指定することができる。

第6章 役員会

(役員会)

第30条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、会計、総務、地区統轄、役員補佐で構成する。
- 3 必要ある場合は、監事、相談役及び第47条に定める各種団体代表を出席させることができる。

(招集)

第31条 役員会は、会長が招集し毎月一定日に開催する。

- 2 議決権を有する役員のうち4分の1以上の同意を得て役員会の招集を請求した場合には、会長は、速やかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の会議及び議事)

第32条 役員会の会議は、第30条2項に定めた構成員のうち、議決権を有する構成員総数の3分の2以上が出席して成立する。

- 2 役員会の議事は、出席役員のうち議決権の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
- 3 役員会審議事項及びその議決結果は、遅滞無く、第36条に定める班長会で周知徹底を図らなければならない。

(議長及び議事事項)

第33条 役員会は、会長が議長となり、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 第6条事業に関する立案並びにその執行に関する事項
- (2) 総会に呈示する議案
- (3) 本会の業務に関する重要事項
- (4) 臨時総会開催に関する事項
- (5) 第46条及び第47条に定める各種団体に関する事項
- (6) その他、規約及び附属規定等で役員会管轄と定められた事項など

(議事録の作成、保管)

第34条 総務は、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、5年間保管する。

第7章 班長会

(班長の選任及び職務)

第35条 本会の会員は、所属する班毎に、互選により1名の班長を選出し、地区統轄を通じて会長に届出、受理されることで選任されるものとする。

- 2 班長の任期は、1箇年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 班長が会員でなくなった場合には、その班長はその地位を失う。
- 4 班長は、班内に課題が生じた場合、その的確な把握に努め、適時班長会に報告するとともに、地区統轄と協働してその解決に当らなければならない。

(班長会)

第36条 本会に班長会を置く。

- 2 班長会は、監事を除く役員、前条によって選任された班長、及び第47条に定める各種団体

代表で構成する。

3 必要がある場合は、相談役を出席させることができる。

(招集)

第37条 班長会は、会長が招集し毎月一定日に開催する。

(班長会の会議及び議事)

第38条 班長会の会議は、第36条2項で定められた構成員総数の2分の1以上が出席して成立する。

2 班長会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。

(議長及び議事事項)

第39条 班長会は、副会長、地区統轄のうちから互選により選任された1名が議長となり、次の事項を審議し議決するとともに会員への広報活動業務を行う。

- (1) 第6条に定めた本会事業の推進に関する事項
- (2) 県、市、区等の公共機関からの各種情報に関する事項
- (3) 提起された町内の解決すべき課題に関する討議など
- (4) 役員選出委員会委員の選任等に関する事項
- (5) 第20条及び第21条に定めた役員の選任及び解任に関する事項

(議事録の作成、保管)

第40条 総務は、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、5年間保管する。

第8章 会 計

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、第7条で定めた事業年度と同一とする。

(収入)

第42条 本会の収入は、本会会員の会費及び横浜市からの補助金等並びに寄付金及びその他雑収入による。

(支出)

第43条 本会の支出は、総会で議決された予算書に基づき執行し、管理する。

2 横浜市の指導に基づき、事務費、事業費、補助事業費、及びその他に区分して予決算書を作成しなければならない。

また、経常活動とは分けて収支管理すべき特定事業については、特別会計として個別管理しなければならない。

3 前項の予備費からの支出は、役員会の議決を経なければならない。

4 前2項の特別会計として個別管理すべき特定事業の指定は、会計からの具申に基づき、役員会において定める。

5 横浜市の定める高額支出案件については、複数の業者へ見積依頼するなど、費用削減に努めなければならない。

(会計細目)

第44条 本会の会計に関する細目については、別途定めた会計細則による。

(会計監査)

第45条 事業年度の事業報告書、収支決算書並びに次年度の事業計画書、収支決算書作成後は、速やかに監事による会計監査を受けなければならない。

第9章 各種団体

(各種団体の設置)

第46条 本会は、第6条で定めた事業の運営が健全、円滑に推進されることを目的として、次の横浜市の活動を支える委員を推薦し、自治会傘下の常設団体を置き、各種団体と総称する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 主任児童委員
- (3) 青少年指導員
- (4) スポーツ推進委員
- (5) 保健活動推進員
- (6) 環境事業推進委員
- (7) 消費生活推進委員
- (8) 交通安全指導員
- (9) 子供会：常設団体
- (10) 敬老会：常設団体
- (11) 家庭防災員：常設団体
- (12) 防火防災班：常設団体

(各種団体の代表及び職務等)

第47条 各種団体には代表を置き、総会及び役員会で定められた事業活動を遂行する。

2 欠番

3 代表の任期は、1箇年とする。ただし、再任をさまたげない。

4 常設団体は、年度事業計画及び収支予算を策定するとともに、事業実績報告及び収支決算実績を取りまとめ、監事による会計監査を受けなければならない。

この規約は昭和41年4月1日より効力を生ずる。

この規約は昭和57年4月25日より効力を生ずる。

この規約は平成7年4月23日より効力を生ずる。

この規約は平成22年4月25日より効力を生ずる。

この規約は平成25年4月1日より効力を生ずる。

この規約は平成26年4月1日より効力を生じる。

この規約は平成28年4月1日より効力を生ずる。

この規約は令和4年5月29日より効力を生ずる。

附 則

- 1 役員会は、この規約を実施するにあたり、必要に応じて細則を定めなければならない。役員は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。